

令和7年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和7年3月高浜市議会定例会は、令和7年2月25日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 施政方針 |
| 日程第4 | 教育行政方針 |
| 日程第5 | 同意第1号 公平委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 議案第19号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第16回） |
| 日程第8 | 議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について |
| | 議案第4号 高浜市税条例の一部改正について |
| | 議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| | 議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| | 議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について |
| | 議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について |
| | 議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について |
| | 議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| | 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について |
| | 議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について |

- 議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について
議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第9 議案第20号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第17回）
議案第21号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）
議案第22号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）
議案第23号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
議案第24号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
議案第25号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

- 日程第10 議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算
議案第27号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
議案第28号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計予算
議案第29号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
議案第30号 令和7年度高浜市介護保険特別会計予算
議案第31号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和7年度高浜市水道事業会計予算
議案第33号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算

- 日程第11 報告第1号 令和7年度高浜市土地開発公社の経営状況について
報告第2号 令和7年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

- 日程第12 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 橋本友樹 | 2番 | 荒川義孝 |
| 3番 | 神谷直子 | 4番 | 杉浦康憲 |
| 5番 | 野々山啓 | 6番 | 今原ゆかり |
| 7番 | 福岡里香 | 8番 | 岡田公作 |
| 9番 | 長谷川広昌 | 10番 | 北川広人 |
| 11番 | 鈴木勝彦 | 12番 | 柴口征寛 |
| 13番 | 倉田利奈 | 14番 | 黒川美克 |

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
福 祉 部 長	磯 村 和 志
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 健
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
上下水道グループ主幹	大 村 智 康

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

改めまして、議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会には、令和7年度の予算案及び令和6年度の補正予算案のほか、同意、条例の制定など、いずれも重要な案件が提出されております。議会といたしましても、これらの諸案件に対し、十分な審議をしていただきたいと思いますので、皆様の御協力よろしくお願いいたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集の挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

今月3日より、公共施設予約システムによる施設予約の受付を開始いたしました。インターネット上で利用目的に応じて複数の施設を比較検討し、空き状況を確認の上、予約申請ができるなど、時間や場所にとらわれない手続が可能となっております。

市においては、今年度、先ほどの公共施設予約システムのほか、公式LINEアカウントによるクーポン事業、窓口でのキャッシュレス決済などの導入などを行ってまいりました。デジタル技術により業務やサービスの在り方そのものを変えることは、デジタルトランスフォーメーション、DXと呼ばれております。

4月には、ICT推進グループを解消し、DX推進グループといたします。現在策定中のDX推進計画に基づきDXを推進し、市民の皆様の多様なニーズに応え、持続可能な行政サービスの提供に一層努めてまいります。

令和7年度の予算編成方針及び重点取組の事業につきましては、後ほど施政方針の中で申し述べますが、昨年度に引き続き「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけ、安心・安全な子育て環境、教育環境の向上、DX推進、地球環境の保全、地域経済の活性化及び地域共生社会の実現に重点を置いたものでございます。

第7次高浜市総合計画は、来年度から3年目に入り、前期の基本計画における折り返しの年を迎えます。現在の高浜市は、高浜市に生まれ、育ち、学び、働く、全ての人の大家族の想いで形づくられてきました。この想いを受け継ぎ、しあわせなまちをみんなで大家族につなげていくため、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意2件、議案31件及び報告2件の35件をお願いをするものでござ

います。詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決、あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時4分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、8番、岡田公作議員、9番、長谷川広昌議員を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和7年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る令和6年12月11日及び令和7年2月18日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より3月25日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日、同意第1号、第2号及び議案第19号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて、議案第3号から議案第18号及び議案第20号から議案第33号の議案の上程、説明を受け、報告第2号、第3号の説明を受けます。

2月27日及び28日の2日間は、一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月5日に、議案第20号から議案第25号の補正予算関係議案の質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いします。続いて、議案第3号から議案第18号の一般議案、議案第26号から議案第33号の予算関係議案について総括質疑を行い、議案の委員会付託をお願いをいたします。

また、議案第26号から議案第33号については、予算特別委員会を設置し、3月11日及び12日の2日間、審査を行います。

総務建設委員会については、議案第3号から議案第10号の8議案を付託、福祉文教委員会については、議案第11号から議案第18号の8議案及び陳情第1号を付託し、審査を行うことに決定いたしました。

なお、各委員会の日程については、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承をいただきますようお願い申し上げます。

この3月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月25日までの29日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月25日までの29日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。

本日までに、陳情書1件が提出され、これを受理いたしました。

陳情につきましては、会議規則第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

12月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上のとおりです。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」。

鴨長明の「方丈記」における冒頭の一説です。

この意味は、「流れゆく川の水は絶えることがありませんが、よく見ると、一見変わらないよ

うに見えても、水そのものは常に新しい水と入れ替わり続けていることから、変わらないように見えても、変化しないものなどはなく、全ては常に変化している。」というものです。

近代においても、生物学者の福岡伸一氏が、意味を同じくして「動的平衡」ということを提唱しています。

この「動的平衡」とは、「生命の秩序を守るために、新陳代謝のように、絶えず秩序を壊し、崩壊してゆく生命の構成成分を先回りして分解し、崩壊していく速度よりも早く再構成し続けることにより、絶え間ない流れの中でその機能を維持した状態」のことを表しています。

私は、私たちのまちや組織についても、これらと同じようなことが言えるのではないかと考えております。一つは、まちや組織を維持していくために、世代交代がされていくこと。そして、もう一つは、絶え間なく流れる社会変化の中で、まちや組織を維持していくために、従来の考え方や仕事のやり方にとられることなく、取組を見直していくこと。

こうして、まさに新陳代謝が行われていくように、考え方や取組を常に変化させ続けていくことにより、私たちは目指すべき未来に向けて進んでいくことができるのだと考えております。

さて、昨年におきましても、高浜市出身の若い世代の輝かしい活躍により、目指す未来が明るく照らされたように感じた年となりました。

プロゴルファーの杉浦悠太選手は、7月、国内メジャー大会の一つである、「日本プロゴルフ選手権大会」で、大会史上5人目となる初出場での優勝を果たし、ルーキー・オブ・ザ・イヤーを受賞されました。女子においても、神谷奈恵選手、神谷桃歌選手がプロテストに合格し、高浜市から2人の女子プロゴルファーが誕生しました。

また、高浜高校地域活動部S B P班が、内閣府主催の「地方創生★政策アイデアコンテスト2024 官民連携の部」で優秀賞を受賞されました。

私どもも、「こども若者会議」の開催や、若者の提案に特化した「市民予算枠事業交付金（若者応援版）」の創設など、未来を担う子供たちや若者の声を聞く機会の創出や若者のチャレンジを応援してきたところです。

本市の将来都市像である、「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」は、若い方から高齢者の方まで、多種多様な市民の皆様が活躍している姿を目指しております。その実現に向けては、社会環境の激しい変化の中でも、変化に対して柔軟に対応し、たゆまぬ成長をしていくことができるよう、取り組んでまいることが肝要と考えております。

さて、令和7年度の当初予算につきましては、昨年度に引き続き「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけ、市財政の持続可能性を担保するため、これまでの一件査定方式を一部見直し、各部局による歳出上限の目安を示した「枠配分予算方式」を採用いたしました。

また、枠配分額の算定や行政経営改革ヒアリング等に基づく既存事業の見直し期間を十分に設けるため、予算編成のスタートを前倒しをしたところでございます。これにより、各事業の目的

や必要性を改めて検証し、効率的・効果的な事業の推進を図り、既存事業の縮小・廃止も含めた検討を行ってまいりました。

加えて、「ビルド・アンド・スクラップの徹底」並びに「重点取組事業への財源配分」の考えの下、「安心・安全な子育て環境に関する事業」、「教育環境の向上に関する事業」、「DX推進に関する事業」、「地球環境の保全に関する事業」、「地域経済の活性化に関する事業」、「地域共生社会の実現に向けた事業」の6事業を重点取組事業として位置づけました。

それでは、これより令和7年度の主要施策について、第7次高浜市総合計画の基本目標に従って述べさせていただきます。

はじめに、基本目標Ⅰ「手を取り合ってみんなでまちをつくろう」でございます。

協働推進におきましては、コロナ禍以降、地域団体における役員などの人材不足に加え、団体を構成するメンバーが少なくなっているなどの課題が年々顕著に現れております。特に、町内会につきましては、加入率が年々低下をしておりますので、町内会に加え、まちづくり協議会の活動の意義や必要性を多くの方に御理解をいただくためのPR強化に努めるとともに、活動の在り方について検討してまいります。

また、とりわけ、未来のまちづくり人材となる若い世代の声を聞き、活躍の場を創出するなど、まちづくりに関わるきっかけづくりに取り組んでまいります。

高浜市の魅力を知り、応援したいと思っていただくためには、高浜市のことを知っていただくことが必要不可欠です。さらなるSNSの活用や、ふるさと応援交付金のPRなど、シティプロモーションをはじめとした情報発信の強化・改善に取り組んでまいります。

デジタルトランスフォーメーションの推進におきましては、引き続き、自治体情報システムの標準化を進めるとともに、書かない・待たない・行かないデジタル窓口の実現を目指し、ICT推進グループの名称を「DX推進グループ」に改め、策定中のDX推進計画を基に、これらの取組を加速させてまいります。

次に、基本目標Ⅱ「みんなで学び・高め合い 高浜の未来を育もう」でございます。

子育て・子育て支援におきましては、「子供を持ちたい」という、妊娠を望む方々の気持ちに寄り添い、経済的負担を軽減し、安心して不妊治療に臨むことができるようにするため、これまでの一般不妊治療助成に加えて、新たに生殖補助医療助成事業として、体外受精や顕微授精といった治療費の補助を実施してまいります。

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにとらわれない形での支援を強化するため、一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」を令和8年度からスタートすることができるよう、吉浜幼稚園の幼児用教室の改修などを行ってまいります。

また、さらなる子育て支援の充実を図るため、高校生世代までの入院医療費の無料化を行ってまいります。

学校教育におきましては、老朽化が進んでいた小・中学校の校舎について、公共施設総合管理計画に基づき、計画的に改修等を進めております。令和4年度から長寿命化改良工事を実施してきた高取小学校につきましては、令和6年度末をもって工事を終える予定であり、現在は、順次改修された教室等を使い、授業を行っております。

また、現在工事を行っている吉浜小学校に加え、令和7年度から港小学校の長寿命化改良工事を始めるほか、児童・生徒の学習環境を整えていくため、中学校屋内運動場空調設備の整備に係る設計業務を実施していくなど、学校施設の環境改善に努めてまいります。

生涯学習におきましては、「新編高浜市誌 高浜市のあゆみ」の刊行後に実施した、浄土真宗の名刹「浜の三か寺」の一つである恩任寺の調査を基に、市誌を補完する「高浜市のあゆみ資料」を刊行し、新たなまちの魅力・自慢を掘り起こし、市民の皆様と共有できるようにしてまいります。

また、かわら美術館・図書館は、前身のかわら美術館が開館してから本年で30周年を迎えます。開館当時から正面玄関に来館者をお迎えしております、瓦製のしゃちほこについて、老朽化が進んでいることから、昨年末からガバメントクラウドファンディングを活用し、修繕に向けた支援を募ってまいりました。これまでに多くの皆様から御支援をいただきましたので、その支援を活用し、しゃちほこの修繕を行い、開館30周年に花を添えるべく、取り組んでまいります。

次に、基本目標Ⅲ「行きたい 住みたい 住み続けたい 魅力がつながるまちをつくろう」でございます。

都市基盤の分野におきましては、市民の皆様が安全・安心で快適に生活するために必要な住環境の整備として、道路、橋梁、公園、水道施設などの計画的な維持・修繕を行ってまいります。また、局地的集中豪雨などの自然災害対策として取り組んでまいりました八幡町、新田町地内の排水ポンプ施設の整備工事につきまして、令和7年度の完成に向けて、引き続き着実に取り組んでまいります。

安全・安心に生活できる、住みやすいまちづくりの基盤として、利便性が高く、市民に喜ばれる「誰一人取り残さない」公共交通網を形成するため、多くの事業所様の御協力を得て、昨年10月より「チョイソコたかはま」の実証運行を開始いたしました。本年は利用者アンケートを実施するなど、市民の皆様の声に寄り添い、運行改善を図り、引き続き、関係者の皆様の御協力をいただきながら、さらに利便性を高めてまいります。

環境分野におきましては、快適な生活環境を次の世代へつないでいくことを決意し、昨年3月に「2050ゼロカーボンシティ宣言」をさせていただきました。その理念の下、温室効果ガス排出量削減に向けて、高浜小学校、地域交流施設たかぴあ及び高浜児童クラブに太陽光発電設備を設

置するための事業に着手してまいります。

また、衣浦衛生組合により策定された「クリーンセンター衣浦整備構想（改訂版）」を基に、今後の廃棄物処理について、碧南市と連携して検討を進めてまいります。

次に、基本目標Ⅳ「心もからだも元気 毎日を笑顔で暮らそう」でございます。

福祉・健康分野におきましては、引き続き、地域の中に世代や属性を超えて、交流できる多様な場や居場所を整備するべく、全国こども食堂支援センター「むすびえ」と協力し、モデル地区として選定した翼小学校区内をはじめ、市内全域を対象に、多世代が交流できる居場所の創出を行ってまいります。

防災におきましては、昨年1月1日の能登地方で発生した能登半島地震から1年余りが経過をいたしました。被災され、今もなお厳しい生活を余儀なくされている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

こうした大規模災害の発生時において、避難所の迅速かつ円滑な開設・運営ができるよう、避難所で使用する備品等を保管する防災倉庫を、令和7年度より順次、増設をしてまいります。

また、能登半島地震におきましては、市職員を石川県志賀町に派遣させていただいた中で、被災した建物の被害認定調査及び罹災証明書の発行を迅速に行うことにより、被災者の生活再建支援のスピードが速まることが確認できました。そのため、被害者認定調査の迅速かつ正確化、並びに台帳での被災者への対応状況を管理できるよう、近隣市町等と共同で被災者支援システムを導入してまいります。

最後に、各目標の実現を支える行財政運営でございます。

本市では、これまで、タブレットやペーパーレス会議システムの導入など、紙文書を削減させる取組を行ってまいりました。これらの取組により、少なくとも年間で29万枚の紙を削減できております。これらの取組をさらに加速するため、文書の作成、共有、承認など業務フローを電子化・自動化する「文書管理システム」を導入し、紙文書の発生のさらなる削減を図ることで、紙による保管文書の総量の削減につなげるとともに、文書処理事務の効率化を図ってまいります。

以上、令和7年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

結びに、昨年、月面着陸実証機「SLIM」が月面への着陸に挑戦し、見事に成功されました。その着陸性能は、着陸目標点位置から誤差10メートル程度以下の、世界初となるピンポイント着陸となり、日本中が沸き立ったことは記憶にも新しいのではないのでしょうか。

我が国の宇宙開発のルーツをたどりますと、「日本の宇宙開発の父」と称される、糸川英夫先生に行き着きます。

「人生で最も大切なのは逆境とよき友である。」

これは、苦難の連続を乗り越え、成功をつかんだ糸川先生の銅像の下に刻まれた言葉であります。

我々を取り巻く社会環境は常に刻々と変化を続けております。時には、大規模な災害や、新型コロナウイルス感染症、経済状況の変化など、予期せぬような事態に直面することもあります。こうしたことは、糸川先生が言うところの「逆境」と捉えることもできるでしょう。

しかし、そうした状況であっても、子どもは将来の理想とするまちの姿を考え、その実現に向けて、時代の変化に合わせて、これまでの前例にとらわれず、チャレンジをしてみたいと思います。共にまちづくりに取り組み、共に歩んでいただいた市民の皆様は、まさに「よき友」であります。皆様の「このまちに対する想い」と「行動力」に、改めて感謝を申し上げます。

第6次、そして第7次の総合計画の将来都市像でも込められた「大家族」の言葉が示すように、互いを思いやり、支え合い、人と想いをつなげながら、市民の皆様と手を携え、新たな時代を切り開き、高浜市をその先の未来へとつなげてまいります。

今後とも議員各位並びに市民の皆様の、より一層の御支援・御協力をお願い申し上げます、令和7年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上で、施政方針は終わりました。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岡本竜生 登壇〕

高浜市教育委員会では、第7次高浜市総合計画の下、令和5年度に策定した第2次教育基本構想の実現に向けて、社会の変化や教育を取り巻く環境、また、高浜の子供たちの実態を踏まえ、「自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子どもの育成」を基本理念とし、「生きる力を育む質の高い教育活動の実施」と「一人一人を大切にしたいきめ細やかな教育のしくみの創造」を柱に取り組んでいきます。

以下、重点を中心にお話をいたします。

1、生きる力を育む質の高い教育活動の実施。

（1）教師力・授業力の向上。

主題研究や一人一公開授業実践を充実し、主体的・対話的で深い学びを実現するための教育課程の検討や授業改善を図ります。

（2）社会の変化に対応した取組。

変化の激しい時代においても自分のよさを理解し、自己肯定感を向上させ、自分らしく生きる力を育むためにキャリア教育の充実に向けた取組を進めます。さらに、人と直接関わることのよさに気づき、相手の意見を尊重し、合意形成を図りながら仲間とともに成長していくため、人・

もの・こととの関わり合いを重視した教育活動の実施、道徳教育、情報モラル教育など、心の教育の推進や一人一人が持ち味を発揮できる集団づくりを推進します。

2、一人一人を大切にしたいきめ細やかな教育のしくみの創造。

(1) きめ細やかで専門的な指導の充実。

子供一人一人の学力の定着を図るためには、きめ細やかで、かつ各教科に応じた専門的な指導が有効です。よって、国の動向に合わせて、小学校における教科担任制のさらなる導入を推進していきます。

(3) 外国籍児童生徒支援教育の充実。

各校の外国籍児童生徒が増加している現状を踏まえ、海外から来日して日が浅く、日本語や日本の文化を理解できず、学習・生活の両面で支障を来す子供に対し、早期適応教室「くすのき学級」や各校の日本語指導教室において個別支援していきます。

3、(2) いきいき広場福祉部との連携。

教育委員会が福祉部と同じいきいき広場に設置されている利点を生かし、連絡、相談、対応について密な連携を図っていきます。5歳児健診における相談活動により、就学前の早期から園児の実態を把握し、子供の成長や就学に不安を持つ保護者に、就学に向けた適切なアドバイスをすることで安心して就学できるようにします。

4、安全で快適な教育環境。

(1) 安全・安心で快適な教育環境整備。

未来を担う子供たちが集い、いきいきと学び、生活をする場である学校施設の老朽化対策及び現在求められている機能・性能を確保するため、令和2年度に策定した高浜市学校施設長寿命化計画に基づき、令和4年度に高取小学校から着手しました。令和7年度は吉浜小学校の3年目、港小学校の1年目として長寿命化改良工事を確実に進めていきます。また、高浜中学校と南中学校の屋内運動場の空調整備に係る設計を進めます。

(2) 教職員の業務改善。

業務改善の一環として学校給食の公会計化を行います。市内小学校と中学校において、それぞれ献立を統一することで栄養教諭が協力して献立を考えられるようになり、より魅力的な献立の考案が期待でき、業務負担の軽減も図ることができます。

第7次高浜市総合計画にある将来都市像「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかほま」に迫るには、人づくりが大切であり、その人づくりの基盤の一つに教育があります。生きていく間には、様々な予想外の出来事があります。どのような状況にあろうとも、自分の人生を自分らしく幸せに生きるために学び続けられる力を育むことこそが、人づくりにおいて最も大切なことであると考えます。そのためには、身近な仲間や自分が身を置く社会そのものが幸せであることが、自分の幸せにつながることを実感できることが大切です。

これらを踏まえ、家庭や地域の人々、各種団体の方々と力を合わせて学校づくりを進めてまいります。

〔教育長 岡本竜生 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上で、教育行政方針は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時40分。

午前10時31分休憩

午前10時40分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第1号 公平委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料の4ページを併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の竹内利宏氏が令和7年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の御同意を賜りたく提案をさせていただきます。

同氏は、人格・行動について社会的人望も有することが必要とされる保護司を長年お務めいただいているとともに、多くの行政委員としても御尽力をいただいております。

誠実なお人柄で地域でも人望も厚く、幅広い知識と豊かな経験を有しておられ、委員として本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

任期につきましては、4年となります。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定い

たしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料の5ページを併せて御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の榊原剛志氏が令和7年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意を賜りたく提案をさせていただきます。

同氏は、長年税理士業に携われ、特に税務、会計について幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。また誠実なお人柄は、地域での人望も大変厚く、近年は高浜市社会福祉協議会において監事の要職を務められておられました。培った知識と経験を生かし、委員として中立、専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査、決定に当たりましては公平で厳正に行っていただけのもとの確信をいたしております。

任期につきましては、3年となります。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 榊原氏の略歴を見ますと、社協の監事と、それから令和4年4月から固定資産評価審査委員会の委員をお務めになってきていることで、今、専門的な知識と言われたんですけども、なかなかちょっとそれが具体的によく分からないので、どういった見識を持たれているのかっていうところについて御説明されたいのと……。

〔不規則発言あり〕

○13番（倉田利奈） よろしいですか、今、何か市政クラブのほうで不規則発言ありますが。

○議長（杉浦康憲） 続けてください。どうぞ続けてください。

○13番（倉田利奈） あと、この評価委員会の不服の審査につきまして、榊原氏が委員会の委員であられたときに、この審査についてはあったのかなかったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今、副市長が提案理由の中でも申し上げたとおり、税理士業務に携われた、特に税務、会計については幅広い知識、豊かな経験を有しておるというふうに提案理由をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

榊原剛志氏が固定資産評価審査委員会の委員になられたのが令和4年の4月からでございます。その間、令和4年度に1件、令和6年度に1件の計2件の審査申出の審査を行われております。

以上でございます。

○総務部長（杉浦崇臣） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すみません、ちょっと聞き取りがうまくできなくて、失礼いたしました。

税理士の資格を持つてみえるという理解でよろしかったのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 先ほどから、税理士業務に携われてと言っていますから、税理士の免許を持っているということですので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議案第19号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第16回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第19号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第16回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,726万5,000円を追加し、補正後の予算総額を196億5,408万7,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金及び15款2項2目民生費県補助金は、物価高騰に直面する民間保育所等の給食に係る経費負担を軽減するために実施する保育所等給食費軽減対策支援補助金に対し、それぞれ交付されるものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項2目保育サービス費の3、保育園管理運営事業及び4、小規模保育事業は、物価高騰に直面する市内の民間保育所、民間認定こども園及び民間小規模保育事業所に対し、給食に係る経費の一部として児童一人当たり1食110円を補助いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 主要・新規のほうを見ますと、補助金の申請、実績報告と給付で、3月から点線になっております。ということは、今年度中の県からの予算を多分執行しないとイケないのかなと思うんですけども、特に繰越明許とかも書かれておりませんので、そうなると、これ非常にタイトで厳しい給付になるのかなと思うんですけども、これは結局、この間の説明では、各事業所に市が給付をするという形になるかと思うんですけども、その後、保護者に対しては、どのようにこれが反映されていくのかというのがよく分からないので、特に10月に遡ると言っているものですから、3月分を取らずに各園で給付をしていくのか、多分、来年度の賄い費には充てられないのかなと思うものですから、そのあたりを各園がどのように手当てされていくのかというのがよく分からないので、まずそこを確認したいと思います。

それから、結局、補助金の支給について県へ実績報告をした上で、県から市が一部補助金を頂く形になると思うんですけども、そうなると、やっぱり今から行ったとしても4月になるのかなと思うんですけども、いわゆる出納期間内にできるようにしていくのかな、そのための初日即決なのかなと思うんですけども、ちょっとその後のスケジュールについても確認したいと思います。

それから、110円という根拠が、県のほうから多分指定されてきているものなのかなと思うんですけども、県のほうの説明としては、この110円の根拠についてどのように説明されているのかについても教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃ、一回ここで切ります。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 交付申請等のスケジュール等について、まず御説明させていただきます。

2月の下旬に交付申請依頼を、県のほうから来ますので、それに基づいて3月末までに交付申請の提出を要すると。交付決定を3月末までにしまして、出納整理期間中において、いわゆる実績報告及び補助金の支払いというものがされるという予定になります。

保護者への影響でございます。こちら、いわゆる給食費の値上げをしていない事業所に対しての事業者支援という形での補助金になります。ですので、値上げをしていない保育園に通っている保護者さんについては、特に影響はないですが、市内で2園ほど、令和6年度に値上げしている保育園があります。その保育園につきましては、3月分の給食費において、いわゆる相殺した

形で還付手続をした上で、その事業所に対して補助金を支給していくというような形になります。

その影響の関係で、保護者通知の関係もありますので、今回、初日において即決をお願いするものでございます。

2つ目の110円の金額の根拠でございます。愛知県のほうから示されているのが令和3年度の基準である給食費に物価上昇見込率を乗じて算出した金額を25日、保育園の営業日で除した金額で上昇した金額を算定したと、それが110円であるというふうになります。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） その2園がどちらになるのか。

○議長（杉浦康憲） 続きをお願いいたします。1回目の続きでお願いいたします。

○13番（倉田利奈） それぞれの各民間園、これで見ると、補助対象施設が7＋3＋2で12施設あると思うんですけども、それぞれ現行の金額、給食費の金額について教えていただきたいのと、併せて現在の公立の保育園、幼稚園の金額について教えていただきたいと思います。

今後、公立の保育園、幼稚園については、一部、また次期創生臨時交付金を充てるのかなと思うんですけども、現行の金額について教えていただきたいのと、やはり、公立園との公平性についてということで、この間、幼稚園についてはずっと手当てがされてこなかったものですから、そういったところも含めて御説明というか、市としての考え方を教えていただきたいなところなんですけれども。

あと、今回110円分を値上げしていなかったところについては、園が負担しているのかどうなのか、ちょっとよく分かりませんが、それに充てるということなんですけれども、なかなかそれって確認するの難しいと思うんですけども、各園に対してどのように確認を、きちんと給食費のほうに充てるということについて、確認していくかについても教えていただきたいと思います。

それから、結局この110円というのが、ちょっと今御説明いただいたんですけど、よく分からないんですけども、そうなってくると、来年度、逆に言ったら、民間園については、給食費の値上がりが必要になってくるのかなと思うんですけども、そのあたりについては市としてどのようにお考えなのかということについても併せて教えてください。それからですね……

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃ、ここで切ります。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、各園の給食費の現状の額についてという御質問でございます。

公立と同じ5,150円を採用しているのが、高浜南部保育園、中央保育園でございます。よしいけ保育園、吉浜保育園は5,300円、ひかりこども園につきましては、令和6年度に5,350円から

5,400円に値上げしています。吉浜さんさんは5,350円、たかはまこども園は令和6年度値上げして6,000円が6,600円、これが保育園です。

幼稚園は、現在4,800円、翼幼保園が保育園が6,000円で幼稚園が4,500円、たかとりこども園が保育園が6,000円で幼稚園が4,500円。

来年度の給食費の値上げが民間のほうで想定されるんじゃないかというお言葉でございます。物価上昇というのが、この令和2年度に給食費のほうで設定されてから、実は給食費の値上げは全然されていないという状況の中で、物価上昇指数等を確認しますと、現在5,150円の公立の給食費につきましても、物価上昇率等を加味しますと、通常だと6,000円超との給食費になります。そういうふうで想定しています。

そうなりますと、やはり今、令和5年度、令和6年度と公立についても、賄材料費等が保護者の給食費の集めるであろう食材費相当分の値段に比して多く市が負担しておるといような形になります。そのあたりにつきましては、是正をするという形で、値上げ等をしていく必要があるのかなというふうで考えてございます。民間園につきましても、公立園が値上げすれば値上げするんじゃないかということは想定されます。

じゃ、来年愛知県がこの補助金を継続して行うのかということについては、愛知県のほうは未定であるというふうで示しておまして、例えばこれ来年愛知県がそういうような形で補助するというのであれば、それに応じた対応ということも考えていくのかなと。

幼稚園について、どういうふうにお考えかという御質問でございますが、保育園に対する補助に対して幼稚園は補助がないのではないかとということですが、これはもともと、いわゆる食材費に対しての給食費という中で、物価上昇に応じた形での相応の負担というものは一定の額、保護者には補填していただくのではないかとというふうで考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回、地方創生臨時交付金を充てるのが、多分この国庫支出金の部分なのかと思います。今回、一般財源のほうを95万8,000円充てるということで、これというのは、いわゆる多分今後、来年度の予算の臨時交付金を加味して、この金額ならということでこの一般財源を使われているのか、地方創生臨時交付金を充当したこの金額の根拠は、よく分からないので御説明いただきたいと思います。

それから、この地方創生臨時交付金、これいつのこの地方創生臨時交付金なのかについても併せて教えていただきたいと思います。

1回目の質問は以上にいたします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） いわゆる地方創生交付金、今回7,500万円ほど市のほうに充てられている中で、次年度に回す補助金については7,000万円を残すというところで、その差額の約

500万円をこの事業に充てるというような形で整理しております。

国のほうからも、いわゆる給食費等の高騰分について充てるようにということの依頼が年末に出出ておまして、それに基づいて県のほうも、この補助金を活用して、県下のいわゆる保育園の給食費の補助に充てると。市のほうについても、それを鑑みまして、市が負担するべきだというものについてその交付金を一部充てているというような形になります。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今回の物価高騰の臨時交付金ですが、令和6年11月22日に閣議決定をされたというような形になっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回の地方創生交付金、令和6年11月に閣議決定されたものというのは、今の御説明でいくと、いわゆる来年度に繰り越しても問題ないということで、理解でよろしかったのかというところの確認をまず1点したいのと、それから、先ほど給食費、幼稚園が4,800円という話があったかと思うんですけども、公立園が5,150円で公立の幼稚園が4,800円ということではよかったですかね、よく聞き取れなかったんですけども。いわゆる、この差というのはおやつのお金が入っているのかどうかということについても確認をしたいのと、今後、幼稚園については公会計化になっていくということで、すごく私の望んできたことがやっと実現されるんですけども、そうなってきた場合、来年度、幼稚園については……。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、今回保育園のことですので、幼稚園のほうは関係ないので、議案の範囲内で質疑をお願いいたします。

○13番（倉田利奈） すみません、よろしいですか。

幼稚園と保育園の公平さについてお話したいので、お願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 今回は、この議案等を見ていただいたとお書きではありますが、保育園の管理運営事業に対する補助金ですので、そちらの範囲内でお願いいたします。

○13番（倉田利奈） 保育園と、では幼稚園の先ほど、今言ったようなおやつのあるんですけども、この辺の公平性とか、そのあたりについては御説明がなかったので、説明お願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、先ほど議員がおっしゃられていた4,800円、4,500円につきましては、いわゆるこども園の幼稚園部門、幼稚園機能についての給食費に該当します。こちらは、いわゆる幼稚園機能に該当するものでございますので、おやつ金額は入っていないものと想定をしております。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 物価高騰の臨時交付金ですが、今回、充当していない7,000万円に

つきましては令和7年度に繰り越し可能となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 2回目終わりました。

○13番（倉田利奈） 今、2回目です。2回目と、あと、答弁漏れです。

○議長（杉浦康憲） 2回目が終わってお座りになったと思うんですが、答弁漏れは、何かありましたか。

○13番（倉田利奈） 答弁漏れお願いします。

小規模保育事業につきましては、これちょっと先ほどよく聞き取れなかったんですけども、私ちょっと答弁がなかったのかなと思うんですけども、小規模保育については、幼稚園と同額なんでしょうか。ちょっとそのあたりが御説明がなかったのかなと思うので、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 小規模保育につきましては、おひさまとからんこえという2園が該当しますが、未満児、いわゆる3歳未満児が対象になります。3歳未満児は、給食費は保育料に含まれておまして、いわゆる園ごとでの保育料ではないというような形になります。ただ、提供をしている事業者に対しては、いわゆる食材費相当を負担しているということで補助の対象になるという形になります。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第16回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第8 議案第3号から議案第18号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほか、議案参考資料6ページの新旧対照表を御覧ください。

本案は、地方自治法の改正による同法の条ずれに伴い、引用している条文の整備を行うものでございます。

改正の内容は、第1条及び第2条において、第243条の2の7第1項を第243条の2の8第1項に改めるものでございます。

附則において、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。

なお、地方自治法の一部を改正する法律附則、第1条第3号に定める日は、同改正法の公布の日である令和6年6月26日から起算して2年6月を超えない範囲以内において政令で定める日とされております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第4号 高浜市税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

別添の参考資料7ページの新旧対照表も併せて御参照ください。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該法律を引用する条項のずれを修正するものです。

改正内容ですが、市税条例第35条の2第10項において、法律から引用する条項、第2条第15項を第2条第16項に改めるものです。

なお、附則において、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしています。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第5号から議案第10号までの6議案について、提案理由の御

説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書及び議案参考資料8ページの新旧対照表、9ページの議案第5号概要資料も併せて御覧ください。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正が必要となったものでございます。

改正の内容は、第2条中の別表の勤務年数区分、「25年以上」を「25年以上30年未満」に、新たに「30年以上35年未満」と「35年以上」を追加するものであります。

なお、附則において、この条例は、令和7年4月1日からといたします。

同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるものといたしております。

次に、議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書及び議案参考資料10ページ、11ページの新旧対照表、12、13ページの議案第6号概要資料も併せて御覧ください。

本案は、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正が必要となったことから、補償基準額及び扶養に係る補償基準額の加算額について改正を行うものでございます。

改正の内容は、第5条第2項第2号の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円とし、常備消防団員等の階級及び勤務年数に応じて補償基礎額を定めた別表を団長及び副団長で勤務年数10年未満の者の1万2,500円を1万2,900円、10年以上20年未満の者の1万3,350円を1万3,700円、最高額となります20年以上の者の1万4,200円を1万4,500円にするなどの引上げを行うものであります。

次に、第5条第3項第1号の配偶者に係る補償基礎額の加算額を217円から100円に、第2号の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の333円を383円に改正するものであります。

なお、附則の第1項において、本条例の施行日は令和7年4月1日とし、附則の第2項では、改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定に、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によると規定しております。

次に、議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書及び参考資料14ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、地方自治法の一部改正がされ、新たに地方税共同機構による特定歳入等の収納が第243条の2の7として追加されたため、職員の賠償責任を定める地方自治法第243条の2の8が第243条の2の9に条ずれしたことにより、引用している条文を改正するものであります。

改正の内容は、第1条では、高浜市水道事業の設置に関する条例の一部改正をするもので、第5条中、「第243条の2の8第8項」を「第243条2の9第8項」に改めるものでございます。

第2条では、高浜市下水道事業の設置に関する条例において、同様の改正を行うものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行日は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日といたしております。

次に、議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書及び参考資料15ページから21ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、愛知県の道路占用料が固定資産税評価額の改定に合わせて3年ごとに見直しを行い、道路価格及び民間における地価に対する賃料の割合を基に、占用料の一部改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、本市においても愛知県占用料条例に準拠していることから、併せて本市の道路占用料の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、御説明申し上げます。

参考資料22ページの新旧対照表を御覧ください。

本案は、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準項目とされていた大腸菌群数について、従前の培養技術では大腸菌のみを検出する技術はなく、大腸菌の代わりに大腸菌群が指標として用いられてきました。その後、簡便な大腸菌の培養技術が確立され、より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、大腸菌群数が大腸菌数に見直されることを踏まえ、下水道法施行令の一部改正がされたことに伴い、所要の規定を整備するものであります。

改正の内容は、下水道法の規定による除害施設の設置等を定める第13条第1項第10号において、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

附則において、この条例の施行日は令和7年4月1日といたしております。

最後に、議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書及び参考資料23ページの新旧対照表及び29ページの議案第10号概要資料も併せて御覧ください。

本案は、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的とし、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するものであります。

改正の内容は、布設工事監督者の資格を定める第3条では、実務経験年数について水道以外の分野での実務経験年数が追加され、学歴及び学科要件についても土木工学以外の課程を追加するとともに、新たに土木施工管理技士1級の資格が追加されました。

また、水道技術管理者の資格要件を定める第4条では、新たに技術士及び土木施工管理技士1級の資格が追加されました。

なお、附則において、この条例の施行日は令和7年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第11号から議案第14号までの4議案について、御説明申し上げます。

初めに、議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の50ページをお願いいたします。

本案は、今年度の人事院勧告に基づき、給料表の改正等を行うものであります。

最初に、今年度の人事院勧告でございますが、人事院は、令和6年8月8日に国会と内閣に対し給与改定等についての勧告を行い、政府において、勧告どおりの内容とする法律案が12月17日に成立、12月25日に公布されました。

本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおりに改正するものでございます。

次に、勧告内容でございますが、月例給の最低水準の引上げ、扶養手当、地域手当及び通勤手当の見直しといった改正を行うものであります。

それでは、今回改正を行います条例の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

参考資料の51ページをお願いいたします。

初めに、第1条、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正及び第4条、高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、行政職給料表の改正では、3級から8級の初号の額を引き上げるとともに、職務の級間の水準の重なりを解消することで、職責重視の給料表へと見直すことといたしております。

次に、期末・勤勉手当の改正では、6月期、12月期の支給月数を平準化するものであります。

次に、扶養手当の改正では、配偶者に係る手当を令和7年度及び令和8年度において段階的に廃止し、反対に子供に係る手当を段階的に引き上げるものであります。

次に、地域手当の改正では、地域手当が市町村単位から都道府県単位となり、本市を含む愛知

県の地域手当が一部の地域を除き8%となったことから、8%に引き上げるものであります。

次に、その他手当の改正では、通勤手当の支給限度額を、現行の1か月当たり5万5,000円から15万円に引き上げるとともに、管理職員が平日深夜等に勤務した場合に支給される管理職特別勤務手当の対象時間帯を午前0時からを午後10時からに拡大するものであります。

参考資料52ページをお願いいたします。

続きまして、第2条、高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、地域手当の改正では、さきの高浜市職員の給与に関する条例の一部改正による地域手当が8%に引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の地域手当を8%に引き上げるものであります。

参考資料53ページをお願いいたします。

続きまして、第3条、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、特定任期付職員の勤勉手当の創設では、これまで期末手当のみの支給でありましたが、令和7年度より勤勉手当を支給することとし、6月期、12月期の期末手当を0.95月分、勤勉手当を0.875月分とし、年間の支給月数を3.65月分といたすものであります。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は令和7年4月1日からとするともに、附則第2条では、給料表の改正に伴い、3級から8級の号級を附則別表の号級の切替表により切替えいたします。附則第3条では、令和7年度において配偶者に係る扶養手当7級以下で3,000円、子供への扶養手当を1万1,500円とする経過措置を規定し、附則第4条及び附則第5条では、これまで再任用職員に対して支給されなかった住居手当が支給できるようになったため、改正するものでございます。

続きまして、議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書により説明いたします。

併せて参考資料の新旧対照表を御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、市長の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関の職員の定数を改定するものであります。

改正の内容でございますが、条例、第2条第1項第1号では、市長の事務部局の職員定数を「288人」から「287人」に改め、同項第8号では、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員定数を「11人」から「12人」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、令和7年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書及び参考資料の新旧対照表を併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

等に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化を行うものであります。

初めに第1条、高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の改正内容でございますが、非常勤職員の部分休業の承認を定めた第20条において、引用する国の法律が改正されたことにより条文を改めるものでございます。

次に第2条、高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の改正内容でございますが、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を定めた第8条の3において、対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達する子まで拡大するものであります。

また、仕事と介護の両立支援制度に関する強化として、新たに第16条の2では、職員が家族の介護に直面した場合に仕事と介護との両立に資する制度、いわゆる介護両立支援制度の意向確認や40歳に達した年度に情報提供を行うことを規定いたしております。

また、第16条の3では、任命権者は、研修の開催や相談窓口の設置といった勤務環境の整備を行うことを規定いたしております。

最後に、附則の関係でございますが、第1条において、令和7年4月1日から施行することといたし、第2条では、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子の養育をするために、時間外勤務の制限に対する請求は、施行日前でも行うことができるといたしております。

続きまして、議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、高浜市多文化共生コミュニティセンターを女性文化センター内に移転させることに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

議案書及び参考資料61ページを併せてご覧いただきますようお願いいたします。

改正の内容でございますが、施設の総称について「多文化共生コミュニティセンター」から「多文化共生拠点施設」に改めるものでございます。

また、所在地を「青木町四丁目5番地26」から「湯山町六丁目6番地4」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は令和7年7月19日からといたし、高浜市使用料及び手数料条例における女性文化センターの項中の改正の規定は、「小会議室」及び「和室B」を削り、「和室A」を「和室」に改めることとし、施行期日を同年6月16日からといたしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の63ページも併せて御覧ください。

本案は、いきいき広場2階にあるショールームのスペースを使用するに当たり、新たに使用料を設定するとともに、女性文化センターの談話室の一部を高浜市文化協会が継続的に利用する場合の使用料を設定するものであります。

新たに設定する使用料の金額は、いきいき広場のショールームが一月当たり3万6,730円、女性文化センターの談話室の一部については事務スペースとして使用するものであり、一月当たり4,190円といたします。

最後に、附則におきまして、この条例の施行を令和7年4月1日からといたしております。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第16号から18号まで順に説明をさせていただきます。

まず、議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

本案は、提案理由のとおり、市が実施している放課後児童健全育成事業について、必要な事項を定めるため制定をするものでございます。

参考資料の64ページを御覧いただきたいと思っております。

制定の背景にありますように、高取北児童クラブとして高取小学校給食棟を改修の上、使用するに当たり、教育施設とは別の単独の施設として児童クラブを実施するものであるため、放課後児童健全育成事業を実施する公の施設として条例の制定を要することから、ほかの施設で実施している児童クラブとも併せて、本実施条例を制定するものでございます。

制定の概要ですが、対象となる施設は第4条のとおり、5クラブ施設です。

費用負担は別表に示すとおり、通常利用は月額5,500円、延長利用の早朝利用は月額500円、夜間利用は月額500円となっております。

クラブごとの実施時間や実施日、その他必要な事項は規則で定めるとしております。

現在児童クラブは、高浜市児童クラブの設置等に関する規則に沿って運営しており、それを今回、条例と規則に分けるものであり、現在実施している児童クラブの運営において、先ほどの費用負担をはじめ、変更となる事項は特にございません。

施行日は令和7年4月1日となります。

議案第16号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

本案は、提案理由のとおり、女性文化センターの利用の範囲について見直しを行うものです。

改正内容は、参考資料の65ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第3条の利用者の範囲ですが、改正前は女性文化センターを利用することができる者として、市内に在住し、在勤し、または在学する女性か碧南市、刈谷市、安城市または知立市内に在住し、在勤し、または在学する女性としており、ただし、教育委員会が適当と認める者は、この限りでないと規定しておりました。

しかし、本施設を多くの方に気軽に御利用いただくことが肝要であり、男女等を問わない運用をしている現状に合わせて第3条を削除するものでございます。それに伴い、以降の条を繰り上げるものです。

公布の日から施行となります。

議案第17号についての説明は以上となります。

最後に、議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

本案は、提案理由のとおり、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に関して、所要の規定の整備を行うものであります。

改正内容は、参考資料の72ページの資料を御覧いただきたいのですが、今回の改正は大きく2点で、保育所等の連携について規定をする第6条と食事の提供の特例について規定する第16条の改正となります。

国が示す基準において、どちらも従うべき基準とされておりますので、それに合わせた改正をするものです。

まず、保育所等の連携について規定をする第6条ですが、本規定では家庭的保育事業者等は、保育内容支援や代替保育等について、連携協力を行う保育所等の連携施設を適切に確保しなければならないとされておりますが、連携内容によって連携施設の確保が困難な場合がありますので、要件を満たす場合は連携施設の確保を要しない旨の規定がされております。今回は、連携施設の確保が困難な場合に係る規定の見直しを行うものでございます。

69ページの新旧対照表を御覧いただきたいのですが、改正前は保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難な場合に、連携施設の確保を要しない場合の要件に係る規定はなかったのですが、改正後は2項、3項にて規定をしております。

また、次ページ70ページには、改正前の2項、3項では、代替保育に係る連携施設の確保が困難な場合に、確保を要しない場合の要件が規定されておりましたが、改正後の4項、5項は、その要件について見直しをした規定となっております。

続きまして、食事の提供の特例について規定する第16条ですが、こちらは参考資料72ページを御覧いただきたいと思います。

改正箇所は、本条第1項第2号の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とするものです。

これは栄養士法の改正により、管理栄養士国家試験は栄養士の免許を取得していなければ受けることができなかつたのが、改正後では管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士の免許を取得していなくても試験を受けることができるようになることから、栄養士免許を保有しない管理栄養士が存在することになりますので、第16条第1項第2号の規定が、これまでと同等の取扱いとなるように「栄養士又は管理栄養士」とするものです。

令和7年4月1日からの施行となります。

議案第18号についての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） なお、議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正についてに関しては、地方自治法第243条の2の7第2項の規定により、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴くことになっております。

つきましては、2月21日付で回答があった意見をタブレットに配付しておりますので、御報告いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第9 議案第20号から議案第25号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第20号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第17回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,268万5,000円を追加し、補正後の予算総額を197億3,677万2,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は5件で、いずれも年度内の完了が見込めないことなどから、令和7年度に繰り越すものでございます。

12ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、契約金額の確定により限度額を変更いたすものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

地方債補正では、2段目のいきいき広場改修事業、中段の保育園改修事業から中根橋改修事業まで及び下段の市営住宅改修事業から吉浜幼稚園長寿命化改良事業まで並びに16ページ、17ページをお願いいたしまして、美術館・図書館改修事業及びスポーツ施設改修事業は、事業費の確定などにより限度額を増減いたすものでございます。

排水ポンプ場整備事業は、限度額を新たに設定いたすものでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 1 項 市民税、2 項 固定資産税及び 5 項 都市計画税は、決算見込みに伴い、増額いたすものでございます。

14 款 1 項 1 目 民生費 国庫負担金の 障害者自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス等給付費の増加に伴い、増額いたすものでございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

14 款 2 項 1 目 総務費 国庫補助金になりますが、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）は、福祉総合システム標準化対応の先送りに伴い、減額いたすもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給事業におけるシステム開発業務委託料の減額などに伴い、減額いたすものでございます。

2 目 民生費 国庫補助金の 出産・子育て応援交付金は、出産・子育て応援交付金支給事業におけるシステム構築費に対し、交付されるものでございます。

15 款 1 項 1 目 民生費 県負担金の 障害者自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス等給付費の増加に伴い、増額いたすものでございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

17 款 1 項 3 目 衛生費 寄附金は、株式会社ヤマナカ様から御寄附いただいたもので、68ページ、69ページをお願いいたしまして、4 目 総務費 寄附金は、匿名の方から御寄附いただいたものでございます。

18 款 1 項 1 目 基金繰入金の 財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として減額するもので、公共施設等整備基金繰入金及び森林環境譲与税基金繰入金は、充当事業の決算額が確定したことに伴い、減額いたすものでございます。

そのほか、歳入全体を通じまして、決算見込みや交付額の決定などにより、負担金、国・県支出金、財産収入などについて、増減いたしております。

74ページ、75ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項 20 目 諸費は、補助金等の精算に伴う返還金を計上いたすものでございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

2 款 8 項 1 目 基金費の 財政調整基金積立金は、今回の補正により積み立てるもので、職員研修基金積立金は、指定寄附金を積み立てるものでございます。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費は、価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給事

業の実施に当たり会計年度任用職員を継続雇用するため、人件費等を増額いたすものでございます。

2目地域福祉推進費の1、社会福祉推進事業は、福祉総合システム標準化対応の先送りに伴い減額するもので、4、地域福祉活動応援事業は、人事院勧告による給与改定に伴い、高浜市社会福祉協議会に対する補助金を増額いたすものでございます。

3目障害者在宅・施設介護費は、利用者の増加などに伴い、増額いたすものでございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

3款1項27目価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給事業費は、事業者に対しシステム開発業務が委託できなかったため、システム開発業務委託料を減額いたすものでございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

3款2項3目家庭支援費の23、出産・子育て応援交付金支給事業は、子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付を実施するためのシステム改修費を計上いたすものでございます。

4款1項3目医療対策推進費は、旧刈谷豊田総合病院高浜分院の建物解体に伴い、医療法人豊田会に対する固定資産税等補助金を減額いたすものでございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の1、小学校維持管理事業のうち光熱水費は、各小学校における電気及びガス使用料の増加に伴い、増額いたすものでございます。

そのほか、歳出全体を通じまして、決算見込みや事業費の確定などにより、委託料、補助金、工事請負費などについて増減いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第21号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ874万円を追加し、補正後の予算総額を37億7,246万1,000円と定めるものです。

歳入について申し上げます。

補正予算説明書の118ページ、119ページをお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少が当初見込みより少なかったため、増額するものです。

2款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の高額療養費の実績見込みにより、増額するものです。

4款1項1目一般会計繰入金は、保険料軽減の補填に係る保険基盤安定繰入金の実績見込み及び国庫補助金の交付決定等により、減額するものです。

120ページ、121ページをお願いします。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

7款1項7目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカードと保険証の一体化に係るシステム整備費に対する国の補助金の確定によるものです。

次に、歳出について申し上げます。

122ページ、123ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費及び1款3項1目運営協議会費は、国民健康保険賦課システム修正業務委託料等の契約差額及び通信運搬費、委員報酬等の実績見込みにより、減額するものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、高額療養費の実績見込みにより、増額するものです。

4款1項1目特定健康診査等事業費は、県補助金の交付見込額の減少により、財源構成を変更するものです。

5款1項1目支払準備基金積立金は、国民健康保険支払準備基金利子額の確定により、増額するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第22号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について、御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,441万円を減額し、補正後の予算総額を6,777万8,000円といたすものでございます。

説明書の132、133ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、所有地の貸付収入の増減に伴い、基金運用収入を24万5,000円増額し、財産貸付収入を2万6,000円減額いたすものであります。

1款2項1目不動産売払収入は、当初売却処分予定の代替用地などの売却収入がなくなったことに伴い、3,462万9,000円を減額いたすものであります。

134、135ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目土地取得費の16節公有財産購入費は、予定をしておりました代替地の取得が見込めなくなったことに伴い、3,343万5,000円を減額いたすものでございます。

24節積立金は、土地開発基金運用収入の増加に伴い、25万1,000円増額いたすものでございます。

2款1項1目予備費は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第23号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、補正後の予算総額を3,369万2,000円といたすものでございます。

36ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、三高駅西駐車場敷地借地料について新たに期間及び限度額を定めるものでございます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目利子及び配当金は、利子額の確定に伴い、駐車場施設整備基金利子を増額いたすものでございます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の1、公共駐車場管理事業は、借地契約の更新に係る手数料を計上するほか、事業費の確定により公課費を増額いたすもので、2、基金積立事業は、利子額の確定などに伴い、積立金を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第24号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、御説明申し上げます。

補正予算書41ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ266万3,000円を追加し、補正後の予算総額を31億3,281万9,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の総額に変更はなく、44ページをお願いいたしまして、第2表歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロ円となっております。

続きまして、156、157ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、158、159ページをお願いいたしまして、6款財産収入及び7款繰入金は、いずれも歳出の介護予防・生活支援サービス事業費の実績見込みによる増額が主なものであります。

次に、160、161ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございますが、1款2項1目賦課徴収費の通信運搬費につきましては、

郵便料金の値上げに伴い、増額いたしております。

2款2項4目介護予防住宅改修費及び3款1項1目保健福祉事業費の住宅改修費給付金につきましては、住宅改修の申請が見込みよりも増加しているため、増額いたしております。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の訪問型サービス事業支給費につきましては、訪問型サービス利用者の増加に伴い、増額いたしております。

続きまして、170、171ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目介護予防給付手数料は、実績見込みにより増額し、これに伴い、2款1項1目一般会計繰入金を減額いたしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 議案第25号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の49ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ82万6,000円を減額し、補正後の予算総額を7億760万1,000円と定めるものです。

歳入について申し上げます。

補正予算説明書の178ページ、179ページをお願いします。

1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料は、当初見込みに比べて年金からの天引きによる保険料を納める特別徴収保険料の減少及び納付書または口座振替により納める普通徴収保険料の増加により、それぞれ増減するとともに、保険料全体では被保険者数の増により、増額するものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の通信運搬費の実績見込額の減及び保険基盤安定繰入金の確定により、減額するものです。

次に、歳出について申し上げます。

180ページ、181ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、資格確認書等の発送に係る通信運搬費の実績見込みにより、減額するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、主に保険料収入の実績見込みにより、増額するものです。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（杉浦康憲） 会議を再開します。

○議長（杉浦康憲） 日程第10 議案第26号から議案第33号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

当初予算書の7ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ209億1,570万円と定めるものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

債務負担行為は、15の事項について定めるもので、港小学校長寿命化改良工事費、小・中学校における教育用タブレット端末等借上料が主なものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

地方債は、ふれあいプラザ改修事業をはじめ18事業について、合わせて11億5,020万円を計上いたすものでございます。

53ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は95億1,082万3,000円で、前年度比 5 億6,398万2,000円の増を見込んでおります。

58ページをお願いいたします。

1 款市税の 1 項 1 目個人市民税は32億5,922万2,000円、 2 目法人市民税は 7 億6,393万8,000円、 2 項 1 目固定資産税は40億9,460万3,000円を見込んでおります。

60ページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は 1 億5,179万7,000円、 4 項市たばこ税は 3 億7,400万7,000円を見込んでおります。

62ページをお願いいたします。

5 項都市計画税は 8 億2,305万7,000円を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。

6 款 1 項法人事業税交付金は 1 億6,300万円、 7 款 1 項地方消費税交付金は12億5,000万円を見込んでおります。

66ページをお願いいたします。

9 款 1 項地方特例交付金は 1 億200万円、 10 款 1 項地方交付税は、特別交付税として 1 億円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでおります。

12款 1 項負担金は7,826万1,000円を見込んでおります。

13款 1 項使用料は、68ページ下段の計欄のとおり9,980万9,000円を見込んでおります。

70ページをお願いいたします。

13款 2 項手数料は、5,897万1,000円を見込んでおります。

14款 1 項国庫負担金は、72ページ上段の計欄のとおり29億4,993万円を見込んでおります。

主なものは、71ページ下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金 5 億4,063 万9,000円、児童手当負担金10億5,827万6,000円、73ページをお願いいたしまして、上段の子どものための教育・保育給付費負担金 7 億6,030万5,000円などであります。

14款 2 項国庫補助金は、74ページをお願いいたしまして、上段の計欄のとおり14億4,296万8,000円を見込んでおります。主なものは、73ページにお戻りいただきまして、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業） 4 億3,702万9,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4 億8,940万1,000円などであります。

74ページをお願いいたします。

15款 1 項県負担金は、76ページをお願いいたしまして、上段の計欄のとおり 9 億9,083万1,000円を見込んでおります。主なものは、75ページ下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金 2 億7,031万9,000円、施設型教育・保育給付費等負担金 3 億1,522万円などがございます。

82ページをお願いいたします。

17款 1 項寄附金は、主なものとして、ふるさと応援寄附金 1 億円を見込んでおります。

84ページをお願いいたします。

18款 1 項基金繰入金は、10億4,447万4,000円を見込んでおります。基金繰入金の主なものは、85ページ上段の 1、財政調整基金繰入金 7 億8,258万2,000円、 5、公共施設等整備基金繰入金 1 億1,760万円でございます。

89ページをお願いいたします。

20款諸収入になります。公会計化に伴う学校給食費として、小・中学校合わせて 2 億1,882万5,000円を見込んでおります。なお、この見込額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7,000万円などを活用して、年間を通して小学校一食当たり85円、中学校一食当たり95円を減じた額により積算しております。

91ページをお願いいたします。

ポートレースチケットショップ高浜環境整備協力金は、7,360万円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

2 款総務費について申し上げます。1 項 2 目文書管理費の 1、文書管理事業になります。委託

料に文書管理システム導入業務委託料を計上し、文書の作成、共有、決裁などの業務フローを電子化、自動化することで、ペーパーレス化を促進し、文書処理事務の効率化を図ってまいります。

116ページ、117ページをお願いいたします。

14目電算管理費の2、情報系庁内LAN管理事業になります。委託料にキャッシュレス決済導入業務委託料を計上し、あいち電子申請・届出システムにおいてキャッシュレス決済を導入することで、市民の利便性の向上を図ってまいります。

122ページ、123ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費の3、市税賦課事業では、委託料に被災者支援システム構築業務委託料を計上し、家屋の被害認定調査、罹災証明書の発行及び被災者台帳を作成するシステムを導入することにより、被災者の生活再建支援を迅速かつ正確に行える環境を整備してまいります。

150ページ、151ページをお願いいたします。

3款民生費について申し上げます。1項11目子ども医療費の1、子ども医療事業では、さらなる子育て支援の充実のため、令和7年4月診療分から入院医療費の無料化を高校生年代まで拡充してまいります。

154ページ、155ページをお願いいたします。

18目重層的支援体制整備事業費の1、重層的支援体制整備事業では、生活課題を抱えた人や世帯が社会資源を利用しながら地域の中で自立して生活できるよう、引き続き重層的支援体制を整備してまいります。

168ページ、169ページをお願いいたします。

2項3目家庭支援費の16、こども家庭センター事業では、委託料に子育て世帯訪問支援事業委託料を計上し、家事・子育てに不安などを抱える子育て家庭や妊産婦に対し、不安や悩みを傾聴するとともに、育児、養育支援や家事支援を行い、家庭や養育環境を整えることで虐待リスク等を未然に防止してまいります。

176ページ、177ページをお願いいたします。

4款衛生費について申し上げます。1項2目保健・予防費の2、母子保健事業では、補助金に不妊治療費助成事業補助金を計上し、子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に臨めるようにするため、一般不妊治療費助成に加え、新たに生殖補助医療助成事業を実施し、少子化対策の充実を図ってまいります。

192ページ、193ページをお願いいたします。

7款商工費について申し上げます。1項4目コミュニティ交通費の1、コミュニティバス運行事業では、負担金にチョイソコたかはま運行事業費負担金を計上し、引き続きデマンドバスの実証運行を実施するとともに、実証運行の状況と利用者アンケートの結果を踏まえ、運行内容やサービスの質の改善及び本格運行移行についての検討を進めてまいります。

218ページ、219ページをお願いいたします。

10款教育費について申し上げます。2項1目学校管理費の1、小学校維持管理事業になります。委託料に太陽光発電設備整備工事設計業務委託料を計上し、令和8年度に高浜小学校へ太陽光発電設備を導入するための実施設計を行ってまいります。2、小学校給食運営事業、そして224ページ、225ページをお願いいたしまして、3項1目学校管理費の3、中学校給食運営事業並びに228ページ、229ページをお願いいたしまして、4項1目幼児教育費の3、幼稚園維持管理事業の3事業では、賄材料費などを計上し、公会計化による学校給食費の適切な管理を行ってまいります。

222ページ、223ページにお戻りをいただきまして、2項3目学校建設費の2、小学校長寿命化改良事業では、工事請負費に吉浜小学校長寿命化改良工事費及び港小学校長寿命化改良工事費を計上するなど、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を実施し、学校施設の長寿命化を図ってまいります。

224ページ、225ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費の2、中学校維持管理事業になります。委託料に中学校屋内運動場空調設備等整備工事設計業務委託料を計上し、学習環境の改善を図るために、中学校屋内運動場への空調設備等の整備に向けた設計を行ってまいります。また、工事請負費に南中学校外壁等改修工事費を計上し、教育環境の安全確保及び施設の老朽化対策を図ってまいります。

230ページ、231ページをお願いいたします。

4項1目幼児教育費の3、幼稚園維持管理事業になります。工事請負費に高浜南部幼稚園リズム室空調設置工事費を計上し、リズム室に空調設備を整備して、児童が体を使って遊べる場所を確保してまいります。

236ページ、237ページをお願いいたします。

5項5目文化事業費の1、美術館・図書館管理運営事業では、委託料に瓦製鯨修繕業務委託料を計上し、かわら美術館・図書館のシンボルとして瓦のまちのPR役も担っている巨大しゃちを今後も安全に維持、展示するための修繕を行ってまいります。

242ページ、243ページをお願いいたします。

12款1項公債費は、元金は前年度比7,247万8,000円減の9億1,155万5,000円、利子は前年度比1,922万5,000円増の6,499万3,000円、合わせて9億7,654万8,000円を計上いたしております。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第27号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

当初予算書の19ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億1,628万2,000円と定めるものです。

歳入の主なものを申し上げます。

当初予算説明書の282ページ、283ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、284ページをお願いします、4 段目計欄に記載のとおり、前年度対比514万7,000円増の7 億4,852万3,000円を見込んでおります。増加の要因は、加入者の課税総所得金額の見込み増によるものです。

2 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、市が支払う保険給付費と同額が県から支払われるもので、令和6 年度当初予算に比べて歳出の一般被保険者療養給付費の見込み額減少により、前年度対比1 億4,796万円減の23億7,468万1,000円を計上しております。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、保険料の軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金の減少及び職員の配置減に伴う職員給与費等繰入金の減少により、前年度対比685万2,000円減の2 億9,531万5,000円を見込んでいます。

286ページ、287ページをお願いします。

4 款 2 項 1 目支払準備基金繰入金は、歳入歳出に係る財源調整で、前年度対比188万1,000円減の1 億5,164万3,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

290ページ、291ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、職員の人件費、保険医療窓口業務委託料及び資格確認書等作成業務委託料等を計上し、主に被保険者証更新事業の廃止により、前年度対比479万1,000円減の7,200万8,000円を計上しております。

292ページ、293ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、前年度はコロナ禍が明けたことによる増加率を見込んでいましたが、それほどの伸びが見られなかったため、本年度は療養給付費の直近1 年間の実績を基に積算し、前年度対比1 億4,232万8,000円減の19億8,507万7,000円を計上しております。

2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、前年度並みの3 億1,246万6,000円を見込んでいます。

294ページ、295ページをお願いします。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金は、前年度並みの1,300万円を見込んでいます。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、県の算定による納付金で、本市一人当たりの納付金対前年度比1.16%の伸びとなったため、前年度対比1,320万7,000円増の7 億9,145万円を計上しています。

296ページ、297ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、特定健康診査委託料及び特定保健指導委託料等を3,175万1,000円計上しております。

4款2項1目保健衛生普及費では、レセプト点検委託料を122万円、2目疾病予防費では、健康診査補助金を556万4,000円、3目保健指導費では、生活習慣病重症化予防事業等業務委託料733万7,000円を計上しています。

298ページ、299ページをお願いします。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金は、過年度保険料の還付額として229万7,000円を見込んでいます。

説明は以上のとおりです。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第28号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の25ページをお願いいたします。

令和7年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,702万8,000円と定めるものであります。

説明書の316、317ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸付けとして、前年度比8万9,000円増の273万7,000円を予定しております。

2項1目不動産売払収入は、所有地処分を予定し、前年度比42万円減の4,427万6,000円を見込んでおります。

318、319ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なものは、12節委託料は、代替予定地等の用地測量業務委託料及び保有する土地の草刈業務委託料として111万3,000円を、16節公有財産購入費は、代替予定用地の取得を予定し、4,323万1,000円を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第29号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

当初予算書の31ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,213万3,000円と定めるものでございます。

飛びまして、当初予算説明書の326ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項使用料は、三高駅西駐車場の使用料として、前年度比60万5,000円減の2,964万3,000円を見込んでおります。

328ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項駐車場費は、前年度比56万円減の3,013万3,000円を見込んでおります。

329ページの説明欄をお願いいたします。

1、公共駐車場管理事業の委託料において、株式会社日本メカトロニクスに対する三高駅西駐車場指定管理料として1,608万3,000円を、経営戦略策定業務委託料として370万7,000円を計上いたしております。また、使用料及び賃借料において、名古屋鉄道株式会社に対する駐車場敷地借地料として540万2,000円の計上をいたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第30号 令和7年度高浜市介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の37ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ30億4,869万4,000円と定めるもので、前年度対比0.1%、191万7,000円の増といたしております。

また、介護サービス事業勘定における予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ7,249万8,000円と定めるもので、前年度対比10.7%、698万7,000円の増といたしております。

続きまして、340、341ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比1.0%増の7億3,318万円を見込んでおります。

次に、344、345ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、生活援助員派遣手数料を計上いたしております。

続きまして、346、347ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、348、349ページをお願いいたしまして、5款県支出金につきましては、保険給付費や事業費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

次に、350、351ページをお願いいたします。

7款繰入金は、他会計繰入金を計上いたしております。

9款諸収入の主なものといたしましては、352、353ページをお願いいたしまして、介護用品等給付費本人負担金が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げますので、354、355ページをお願いいたします。

1款総務費は、職員5人分の人件費のほか、被保険者証などの作成、賦課徴収、356、357ページをお願いいたしまして、介護認定審査会及び介護認定調査、358、359ページをお願いいたしまして、介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

2款保険給付費の1項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として26億5,282万4,000円を計上いたしております。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や、360、361ページをお願い

いたしまして、地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3項では高額介護サービス費を、4項では高額医療合算介護サービス等費をそれぞれ計上いたしております。

次に、362、363ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものであります。

3款保健福祉事業費は、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスに係る経費の23%分を計上いたしております。

4款地域支援事業費の1項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービス、364、365ページをお願いいたしまして、介護予防ケアマネジメントに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

2項一般介護予防事業費では、独居高齢者見守り実態把握事業のほか、介護予防の普及啓発に関する経費を計上いたしております。

3項包括的支援事業・任意事業費では、366、367ページをお願いいたしまして、在宅医療・介護連携推進事業に関する経費などを計上し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、388、389ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料は、前年度対比10.2%増の1,067万3,000円で、介護予防サービス計画手数料及び総合事業手数料が主なものでございます。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として6,180万2,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、390、391ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款サービス事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員8人分の人件費など7,249万8,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第31号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書45ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,978万6,000円と定めるものです。

歳入の主なものを申し上げます。

406ページ、407ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加により、前年度対比2,162万5,000円増の5億8,118万4,000円を見込んでいます。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険料の軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金の増加により、前年度対比188万8,000円増の1億4,253万5,000円を見込んでいます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

410ページ、411ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、職員人件費、資格確認書送付に係る通信運搬費及び保険医療窓口業務委託料等を前年度並みの4,597万円計上しております。

412ページ、413ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者数の増に伴う保険料収入の増加により、前年度対比2,362万5,000円増の6億7,605万1,000円を計上しております。

説明は以上のとおりです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第32号及び第33号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第32号 令和7年度高浜市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

水道事業会計予算書及び説明書の5ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条、業務の予定量は、給水栓数2万1,300栓を見込み、年間総給水量は過年度の実績及び本年度の給水状況を考慮し、510万立方メートルを予定しております。1日平均給水量1万3,973立方メートルは、年間総給水量を365日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として2,860万円、水道施設近代化工事として5億6,167万5,000円をそれぞれ予定し、水道施設整備を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益は9億1,496万9,000円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費などで8億7,240万4,000円、第2項営業外費用で支払利息など2,878万円、第4項予備費を300万円とし、水道事業費用の総額は9億418万4,000円を予定いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、下水道工事に伴う配水管移設工事及び配水管布設工事を計画的に進めるとともに、老朽化した配水場の高浜配水場配水ポンプ設備の更新工事を実施するための建設改良費といたしまして6億3,574万3,000円、企業債償還金5,359万6,000円とし、資本的支出額は6億8,933万9,000円を予定し、これらの事業の財源といたしまして企業債及び負担金で資本的収入額を4億1,816万2,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,117万7,000円につきましては、減債積立金5,000万円及び建設改良積立金3,800万円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填をすることといたしております。

6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、委託事業

2件の債務負担を設定するものであります。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対し3億円の起債を予定しております。

第7条から第10条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、議案第33号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

下水道事業会計予算書及び説明書の5ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条、業務の予定量は、水洗化人口2万8,700人、年間総処理水量296万1,000立方メートルを予定しております。1日平均処理水量8,112立方メートルは、年間総処理水量を365日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、管渠築造工事費として22億4,803万5,000円を予定し、下水道施設整備を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、第1款下水道事業収益11億9,702万1,000円を見込み、下水道事業費用では、第1項営業費用で維持管理費を含む管渠費、流域下水道維持管理負担金、原価償却費などで10億488万円、第2項営業外費用で支払利息など1億740万4,000円、第4項予備費を300万円とし、下水道事業費用の総額は11億1,528万4,000円を予定いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、令和8年度以降施工予定区域の実施設計、浜第2処理分区の管渠築造工事、水道管、ガス管の移転補償費、大清水第一排水区の雨水排水ポンプ施設整備、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金など28億6,270万3,000円、企業債償還金4億7,478万6,000円などを予定し、これら事業の財源といたしまして、企業債、出資金、補助金、負担金で資本的収入額を30億6,831万5,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,030万1,000円につきましては、損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

6ページをお願いいたします。

第5条は、起債の目的、限度額などについて定めるもので、下水道施設整備事業に対し21億4,600万円の起債を予定するものでございます。

第6条から第9条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用などについて一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 日程第11 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 報告第1号 令和7年度高浜市土地開発公社の経営状況について、御説明申し上げます。

事業計画及び予算書の7ページをお願いいたします。

令和7年度に実施しようとする事業といたしましては、市道港線事業用地を新たに1か所、132平方メートルの取得と、過年度に取得いたしました市道港線事業用地1か所80平方メートルを処分する計画といたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

予算について申し上げます。

第3条、収益的収入及び支出の収入は、第1款事業収益1,942万5,000円で、内訳は、公社所有地の処分に伴う売却収益及び不動産貸付などによる収入となっております。

第2款事業外収益2,000円で、内訳は、定期預金及び普通預金の受取利息と電柱の土地使用料の雑収益となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

支出は、第1款事業原価1,873万2,000円で、内訳は、公社所有地の処分に伴う売却原価と不動産貸付に伴う公租公課でございます。

第2款販売費及び一般管理費287万9,000円は、役員報酬、公社所有施設の修繕費、法人市県民税が主な支出でございます。

第3款予備費1,000円は枠取りとなっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の収入は、第1款資本的収入9,835万3,000円で、内訳は、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用の支出に対する借入金と、公社所有地処分費を収益的収入から資本的収入へ振り替える造成事業費振替収入でございます。

次に、支出は、第1款資本的支出9,835万3,000円で、主な内訳は、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理費などに要する費用の公有地取得事業費及び処分した公有地の借入金を償還する償還金でございます。

次に、第5条、借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度額とし、市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れすることとしております。また利率につきましては、借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものとしております。

次に、16ページをお願いいたします。

資金計画でございます。当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び前年度繰越金で、受入資金合計といたしまして1億1,705万3,000円を予定いたしております。支払資金は、附帯等事業原価、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で、支払資金合計といたしましては1億203万6,000円を予定しております。

次に、17ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

当該年度の利益等を計算したもので、令和7年度は当期純損失218万5,000円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

令和8年3月31日現在の資産状況と負債資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4億3,185万3,000円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第2号 令和7年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について、御報告申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の5ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

令和7年度の受託事業は、1. 公共施設維持管理サービス事業から9. 清掃サービス事業まで38事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は、10. 物販・リース事業の3事業に取り組むことといたしております。

各事業の明細につきましては、7ページから17ページまでの事業計画明細書のとおりでございます。

19ページをお願いいたします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入5億7,008万4,000円と2款営業外収入を合わせまして5億7,628万7,000円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億7,248万4,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等を合わせまして5億7,351万円を予定いたしております。

20ページの貸借対照表をお願いいたします。

左の列の資産の部ですが、流動資産は、現金・預金、未収入金など2億2,254万7,000円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産など1億2,092万1,000円、資産合計は3億4,346万8,000円を見込んでおります。

次に、右の列の負債の部でございますが、流動負債は、未払金、賞与引当金など6,049万6,000円、固定負債はゼロ円、負債合計は6,049万6,000円を見込んでおります。

純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億3,297万2,000円を合わせまして、純資産合計は2億8,297万2,000円を見込んでおります。

21ページの損益計算書をお願いいたします。

売上高は5億7,008万4,000円を見込み、その内訳は、23ページをお願いいたしまして、売上高明細書のとおりでございます。

21ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費は5億5,548万4,000円を見込み、その内訳は、24ページをお願いいたしまして、販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。

21ページにお戻りをいただきまして、経常利益は373万7,000円を見込み、税引き後の当期純利益は277万7,000円を見込むものでございます。

最後に、22ページの株式資本等変動計算書をお願いいたします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり、前期末と当期を合わせまして2億3,297万2,000円を見込むものでございます。

報告は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 以上で報告を終わります。

○議長（杉浦康憲） 日程第12 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて、調査・研究・検討されております今後の議会運営の在り方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

議会改革特別委員会委員長、北川広人議員。

10番、北川議員。

[10番 北川広人 登壇]

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年度の議会改革特別委員会の御報告をさせていただきます。

昨年4月から始まった特別委員会でございます。8回にわたって開催されておりますので、少し長くなりますけれども、よろしくお願いをいたします。

令和6年4月3日の第43回特別委員会では、協議案件についてを議題として委員会がスタートしました。

前期からの積み残しである陳情、請願についてと関連質問についてを今期の議題として進めていくことが全会一致で決まりました。

7月18日の第44回特別委員会では、前回決定した協議案件に、議長から各派代表者会議で出された本会議の質問における資料の使用についてを加えてほしいとの依頼があり、この件も協議事

項に加えることが決定されました。改正される対象は、議会運営の申合せ事項であります。

なお、各派から出てきた意見では、議案に上げる陳情は、陳情者を市内在住に限定する、他の陳情は議長預かりとして各派に配付する、ほかに現行のままでよいのではないかという意見が出されております。

関連質問に関しましては、質問時間を一人5分以内とする、一人1問を削除する、また関連質問は答弁者に再度確認をする機会であると捉えるべきで一人1問との意見が出されました。

本会議の質問における資料の使用については議長案が出され、議長案に沿って協議を進めていくことになりました。

8月20日の第45回委員会では、陳情の取扱いについて西三河8市の状況を委員にお示しさせていただきました。

陳情、請願については、郵送と市内在住者以外の陳情は議長預かりとして、全議員に配付という意見、議会運営委員会で取扱いを協議していくという意見、市内在住者に限らず陳情者の要望等についてその内容を受け止め、議会としての判断を示すことは大事であるという意見などがございました。

関連質問については、議会運営に関する申合せ事項にのっとり、実際に行われた一般質問の答弁に対して疑義が生じた場合に限るという意見、質問に対して食い違った答弁となる場合があるため、少なくとも2問、あるいは5分以内であれば何問でも可能とするという意見、関連質問を行わないという意見がありました。次回、関連質問をやるかやらないのかを決定していくこととなりました。

本会議の質問における資料の使用については、原点に立ち返り、持ち込みを可とするのか否とするのかの議論が必要ではないかとの意見、口頭では理解しにくい事項について説明するための手段とする、持ち込める物は図や表、グラフ、写真、文書等の印刷物、サイズはA4もしくはA3サイズとの意見がありました。

また、事前に議長の許可を取るとの意見が出されました。著作権等の必要な手続については、質問者において責任を持って対応し、出典元を明記するなどの対処をするという意見が出されました。

質問者の責任として、権利利益を侵害する内容でないもの、特定の個人、団体を攻撃する内容やプライバシーを侵害する内容でないもの、広告、宣伝、勧誘、寄附、その他営利または宗教活動を目的とする内容でないもの、公序良俗に反することのないものという意見が出されました。

資料の配付としては、議員及び執行部にはタブレット端末にデータで、傍聴者には紙資料でA4サイズで配付する、配付のタイミングは一般質問を開始するときとする、使用した資料は会議録には掲載しないとする、議会運営に関する申合せに明記し、規定するなどの意見が出されました。次回、議長案に沿って決定できるところを進めていく、資料の持ち込みの可否、可の場合は

いつからできるようにするのも含めて進めていくこととなりました。

9月25日の第46回委員会では、陳情について、陳情者が市内在住、在勤、在学の方からのものに限るとし、その中でも議長が本会議の議題とするかどうか判断に迷うものについては、議会運営委員会に諮ることとするとの意見が出されました。

また、市外からのものでも市政に直接関係のある場合は、議長判断とし、議長が判断に迷うものについては、議会運営委員会に諮ることとするとの意見、現行どおりで問題はないのではないかという意見もございました。

決定事項としては、陳情に関しては、全ての陳情を受理する。郵送での陳情については議長から全ての議員に配付する。市外の方から来たものについては議長が配付すべきものであるとした場合に全ての議員に配付する。市内からの陳情については議会運営委員会に諮って議案として取り上げるか配付にするかを決定していく。以上のように賛成多数で委員会内可決されました。

議会運営に関する申合せ事項に明記する、要綱作成はどうするのかについては、次回、検討することとなりました。

関連質問については、「行うこととする」、「行わない」で意見が分かれていましたが、重要だと思われるもの、答弁が足らなかったなどにより、互いに勘違いが起きてしまうおそれがあるなどが考えられる、一人1問5分以内で簡潔に行うという理解をいただいて、現行どおりにしておくということで議題から外すこととなりました。

本会議の質問における資料の持ち込みについては、大方の議員が持ち込みを可能とすることに賛同されているが、モニターにどのように投影するか、傍聴者にどのように見えるようにするか、会議録には残さないでいいのか等の課題があり、次回、各委員の考え方やその理由などを意見として出していただきたいとのことで、協議が終わりました。

10月31日、第47回委員会では、前回までの議論から、陳情の取扱いについてのまとめをしました。

いわゆる陳情を議題に上げるかどうかに関しては、議会運営委員会の前に各派代表者会議でやるべきかとの意見がありましたが、陳情の受付、締切りを招集告示日の7日前とし、招集告示日の前日に議会運営委員会を開催し、市内在住、在勤、在学の方からの陳情に関しては議題として取り上げるかどうかを決定していく、本会議に上程される陳情となったものは、招集告示日の議運で陳情文書表案として、その写しの配付と付託先案を決定していく、市外からの陳情と郵送による陳情は全議員に配付する、配付対象の陳情であっても、議長の判断で議運に諮る場合があると、賛成多数で委員会内可決されました。規則の改正、申合せの改正、要綱の策定を行っていくことも決定いたしました。

次に、本会議の質問における資料の使用については、まず会議録に残さないことが全会一致で決定いたしました。議員と執行部にはタブレットを使い、データで見えるようにすることも決定

いたしました。傍聴者には紙資料を配付して、終わったら回収するなどの意見が出されました。ライブ配信視聴者への見せ方に関しては、現在議場にある機器でどれだけのことができるか、デモでやってみることに決定いたしました。

11月26日の第48回委員会では、請願、陳情の受付から本会議上程までの流れをフローチャートにして確認、修正をしていきました。

市内在住、在勤、在学の文言を市民にすべきとの意見が出されましたが、陳情においては締切日や招集告示日7日前とする市内在住、在勤、在学者からの審査、決定については招集告示日の議会運営委員会において行うと賛成多数で委員会内決定しました。

会議規則と申合せの改正、要綱まで策定することが委員会内で決定いたしました。次回までに委員長案を出すということをお伝えをしました。

その後は、本会議の質問における資料の使用についてのためのデモを開催いたしました。質問席にA4、A3、タブレット資料を置いて、カメラのズーム機能を使い投影した、傍聴席付近にスクリーンを設置しプロジェクターで投影した、結果としては機材の質に問題があり、画像が不鮮明になる、資料に対するズームアップには新たな議会事務局の人員がかかるなどの問題が明らかになりました。

傍聴者及び視聴者に資料を見せていくことは、要検討として続けて議論していくこととなりました。

12月26日の第49回委員会では、請願陳情取扱要綱案及び会議規則申合せ事項の改正案について、3月定例会の告示日前までに、この委員会の中で決定することが確認されました。その後は、日程調整をしまりました。

本会議の質問における資料の使用については、デモを行った結果を踏まえての議論となりました。ライブ配信視聴者に対しては、現状の資機材や事務局の人員からして、資料のズームアップをすることは難しいとの意見が大半であり、一般質問等では、議員個人の議会活動に事務局職員の手を煩わせるズームアップはしないと賛成多数で委員会内で決定されました。

傍聴者への資料の配付に関しては、紙資料を配付することはしないと賛成多数で委員会内で決定されました。また、決定されたことは申合せ事項に明記することが決まりました。

令和7年1月15日の第50回委員会では、高浜市議会請願陳情取扱要綱策定について、正副議長、議会事務局と相談の上、考え方等を示させていただきました。

1番として、改正後の会議規則の規定を生かし、内容を補足するものとする。2として、申合せの規定は原則内容に盛り込む、盛り込むに当たっては、提出者が分かりやすい内容に変更する。3として、議会改革特別委員会における決定事項を反映する。4として、章立てとし、請願、陳情を別々に規定する。陳情については請願の取扱いを準用しない事項についてのみを規定する。5として、その他、他市議会の要綱を参考に内容を補足する。

以上に重点を置いて案を作成していくこととするとお示しをさせていただき、皆さんの賛同をいただきました。

続いて、本会議の質問における資料の使用については、目的は発言内容による、理解を高めることを目的としておるため、あくまでも口頭による説明を補完するものであること、これについては皆さん異議がございませんでした。資料のサイズは、議長の許可を得たものとする、これも異議がございませんでした。

許可申請の締切りは、本会議開会2日目午後5時、議長に資料名、本会議名、使用年月日、使用目的、添付資料を添えた資料使用許可書を提出する。質問者の責任については、改めてお話をさせていただきました。

タブレットに配付のタイミングは、一般質問1日目と2日目の朝に配付する、規定の方法は議会運営に関する申合せに明記をする、以上異議なしをいただき、決定いたしました。

令和7年2月5日、第51回委員会では、請願の締切日を陳情の締切日と同じ定例会招集告示日の7日前とすることで賛成多数で可決されました。

会議規則と申合せ事項の改正案、請願陳情取扱要綱案については、議会改革特別委員会で御決定していただいたものと、市議会議長会の改正を踏まえて文脈にし、配付させていただきました。賛成多数をもって可決をされました。

持ち込み資料のタブレットへの配付は、改正理由を資料使用者の不利益につながらないためとして、一般質問者が登壇するときと改正をしないと、その旨お伝えをさせていただき、異議なしで決定されました。

資料の使用についての申合せ事項の規定内容をお示しをさせていただき、これも賛成多数で可決していただきました。

この後、例規回議、法規担当の確認をお願いして、修正があれば修正後、最終的なものを各派代表者会議、議会運営委員会に諮って3月定例会に上程という運びの説明をさせていただきました。

この3月定例会最終日に、上程予定となっております。

なお、会議録は高浜市議会ホームページに公開しております。御確認いただければと思います。

最後になりますが、皆様の御協力に感謝を申し上げますとともに、議会事務局の献身的な仕事に重ねて感謝を申し上げ、議会改革特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上で、報告を終わります。

○議長（杉浦康憲） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、2月27日午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 2 時 3 分散会
